



備考 1 踏切道の区分は、次のとおりとする。

(1) 第1種甲 自動踏切遮断機を設置するか又は踏切保安係を配置して、踏切道を通過するすべての列車又は車両に対し、遮断機を閉じ道路を遮断するもの。

第1種乙 自動踏切遮断機を設置するか又は踏切保安係を配置して、踏切道を通過する始発の列車から終発の列車までの時間内における列車又は車両に対し、遮断機を閉じ道路を遮断するもの。

(2) 第2種 踏切保安係を配置して、踏切道を通過する一定時間内における列車又は車両に対し、遮断機を閉じ道路を遮断するもの。

(3) 第3種 踏切警報器を設置しているもの。

(4) 第4種 (1) から (3) まで以外のもの。

2 こ線道路橋とは、鉄道線路上に架設し、歩行者又は車両の通行に供するものをいう。

3 架道橋とは、鉄道線路下を歩行者又は車両の通行に供するものをいう。なお、線路が地下道と交差している場合には、架道橋とする。

4 線路と道路が平面交差している場所に歩行者用の地下道又はこ線橋が併設されているときは、これを計上しないこと。